

平成31年度

第2回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会 会議概要

○日時：平成31年4月16日（火）18時20分～20時00分

○場所：鈴鹿市役所本館12階1201会議室

○出席委員：5人（全員出席）

○内容：下記の通り

1 指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性について

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、鈴鹿市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）から提出のあった申請書類及び当該施設を所管する障がい福祉課へのヒアリング結果から、鈴鹿市第1療育センター・鈴鹿市第2療育センター・ベルホームの指定管理者候補者選定に係る市の判断は妥当なものであるとした。

主な審議内容は以下のとおり。

《質疑応答》

【委員】

- ・事業計画はしっかりとした管理運営体制や将来的ビジョンを持っている。
- ・人材確保がネックになるのではないか。通常の人材確保の手段は。

【障がい福祉課】

- ・現在も専門職の人材確保には苦勞しており、保健師・看護師などは少ない人数の中でやりくりしている。
- ・職員の給与等身分は市職員と同等と示しており、そうしたところを前面に出して募集している。
- ・医療従事者としては、夜勤や転勤がない勤務形態が魅力のひとつと聞いている。
- ・将来的な人材確保は協議会の努力に期待している。
- ・療育センターの人員配置計画について、初年度は正規職員の割合が60%でスタートするが、計画最終年度の令和6年度には、正規率80%まで引き上げる計画で、職員の正規化を図ることで、人材確保と人材育成を図る計画となっている。
- ・第2療育センターも正規率77%から96%まで引き上げる計画になっている。

【委員】

- ・ベルホームについて、かなりの人員を要すると思うが、外国人雇用も視野に入れているのか。

【障がい福祉課】

- ・協議会が外国人向けにヘルパー養成の事業を実施しているので、そういったことも見据えてやっていると考えている。

【委員】

- ・意見であるが、外国人雇用では日本語の習得がネックになってくるので、市の国際

所管部門でも日本語教室等に取り組むことで人材確保につながるのではないかと。

【委員】

- ・学生の就職では協議会・市役所・県庁の難易度は高く、成績の優秀な学生が集まる。
- ・介護業界ではコストダウンを狙った非正規化と質の担保を両立させようとしたが、社会環境の変化や個々における諸般の事情も想定され、結果的には人材確保に苦慮せざるを得ない状況に至っていると思われる。
- ・障がい児を対象とした施設は、将来を担う子どもを預かるという点で大きな責任を担っているので、経営上難しくても職員の正規化を進める必要がある。
- ・正規化とは「大変だけどやりがいがある」「労働に対する対価を得る」職場作りであり、これから就職する若い人にとっても魅力がある。正規化を盛り込んだ協議会の事業計画は評価できる。

【委員】

- ・利用者負担金の支払い方法は。現金のやり取りはあるのか。

【障がい福祉課】

- ・ベルホームは18歳以上の利用のため、本人のみの所得で利用料金を算定するが、非課税で利用料金0円となるケースが多い。
- ・療育センターは、利用者が18歳未満のため、保護者の所得で利用料金の上限が決まる。
- ・利用料金の支払い方法は基本的には口座振替の利用をお願いしているが、口座振替を希望しない方や残高不足等で引き落としできなかった方については現金での支払いとなる。

【委員】

- ・専門職に限られた人員のなかで、その能力を発揮するためにも、余計な神経を使う現金での取り扱いよりも他の方法を検討した方がよいのでは。
- ・施設運営上、肝心なところがおろそかになってしまうのではないかと。

【障がい福祉課】

- ・施設には事務担当職員がいるので、専門職の業務に支障はきたしていないと考えている。
- ・確かに利用料を支払わないケースもあり、対応に苦労している。

【委員】

- ・収支予算書において、キャッシュフローなどあらゆる面で財務体質は非常によく、非の打ちどころがないと確認した。
- ・人件費割合が高く、ベルホーム・療育センターともに約7割。仮に公募して民間事業者が受けた場合、人件費削減によるサービスの質の低下が懸念されるので、ぜひとも協議会に受けてもらいたい。協議会には職員の正規化を進め、質の高いサービスを提供してほしい。

【委員】

- ・事業内容上、根本的な問題としては、人材確保が一番の肝になってくると思うが、

協議会で人材確保できないのであれば、民間等他団体ではなおさら難しいだろう。

- ・ベルホームの事業計画に「専門職及び生活支援員の定着化（人材確保）を図る」と（目標）あるが、職員配置計画の年次を見るとそれほど人数が変わっておらず、正規・非正規の割合も変わっていないので、目標に対して数字が落としこめてないように感じる。

- ・提案内容自体は事業実績もあり、現実に基づいて書かれていると思う。

【委員】

- ・職員配置計画は現在の職員を基に考えられているのだろう。そういう意味ではより現実に5年先を見た計画と言えるわけだが、この点について施設担当課からの返答を求めるか。

【委員】

- ・私も現在の職員の年齢等に即して人数配置の計画がされているものと理解しており、特に回答を求めるわけではない。

【委員】

- ・利用料の未収があるとのことだが、最終的に回収できないこともあるのか。
- ・未収は何件もあるのか。

【障がい福祉課】

- ・以前、市が直接利用料の領収を担当していた時は、市外転出で徴収できなくなり、不能欠損とせざるを得ないケースがあった。
- ・その件数は多くないものの、複数件の未収があった。

【委員】

- ・保育や介護でも利用料を集金できないケースはある。
- ・福祉なので、利用料を払わないことを理由にサービス利用を断ることはできないので、説明して理解してもらうしかない。

【委員】

- ・施設長は組織表の中の管理者にあたるのか。
- ・組織表の事務局長・指定管理次長・指定管理課長は協議会本部の職員か。

【障がい福祉課】

- ・その通りである。

【委員】

- ・災害等の非常時の現場から管理者への連絡経路は定められていると思うが、通常業務における現場の各職員の声が市や管理者側に届くことが重要だと考える。
- ・現場の各職員の声はどのように市に届くのか。

【障がい福祉課】

- ・職員から施設長、施設長から市への流れである。
- ・協議会の本部が関連する場合本部から市に届くこともある。

【委員】

- ・ベルホームの職員配置にシルバー人材センターに委託とあるが、その内容は。

【障がい福祉課】

- ・利用者のバス送迎の運転手である。

【委員】

- ・ベルホームは何歳まで利用できるのか。

【障がい福祉課】

・上限は定めてない。65歳以上になれば介護保険サービスも利用できるのですが、本人の状態によって介護保険サービスの方が適切であれば移行するが、介護保険サービスだけで不足する場合は障がい福祉サービスも併用して利用する。

【委員】

- ・現在のベルホームの利用者の最高年齢はどれくらいか。

【障がい福祉課】

- ・60歳を超えた利用者もいると思う。

【委員】

- ・高齢になって他の施設に移るということではないのか。

【障がい福祉課】

・ベルホームは通所施設なので、入所が必要になって障がいの入所施設に移ることはある。介護者である親が高齢で子の介護ができなくなったという理由での入所もある。

【委員】

- ・そういった相談はベルホームでできるのか。

【障がい福祉課】

・個々の利用者には介護保険制度でいうケアマネジャーのような立場の人がおり、ベルホーム以外の事業所の場合もある。
・利用者に必要なサービスは定期的に見直しており、そのなかでそういったケースの相談も受ける。

【会長】

- ・施設担当課からの説明に伴う質疑は以上とし、審議に入ることとしたい。
ここからは、障がい福祉課は退室願う。

(障がい福祉課退室)

《審議》

【会長】

- ・市の評価結果とその判断理由は適切か。また、付帯意見として何かあるか。

【委員】

・管理運営体制はしっかりしており、現在も十分なサービスを提供している。
・人件費の占める割合が高いので、今後サービス利用者が増えたときに、さらに職員が必要となり、今以上の指定管理料が必要となって市の負担が増えるのではないかと
いう懸念がある。

【委員】

- ・少なくとも、今回の指定期間について、申請者の計画は、市の提示した指定管理料の範囲なので、人材確保についても担保があると判断できるのではないかと。
- ・20～30年後の将来的なニーズの増加に対する心配事という点では同感である。
- ・申請者には、将来的にも人材確保とサービスの質の担保をお願いしたい。

【委員】

- ・施設運営は多くの人を使って動く仕事であり、関係事業者は協議会を信用して受注・発注して仕事をしている。
- ・ほんの油断から日常でも事件事故が起こりうるので、常に緊張感を持って血の通った仕事の運用をお願いしたい。

【委員】

- ・併せて行政側のチェックも厳しい目を持って行ってもらいたい。

【委員】

- ・協議会の理事会では、決算等の審議を通して事業内容のチェックがされているのだと思うが、協議会の理事にはどのような人がなっているのか。

【事務局】

- ・各種福祉団体や自治会、老人クラブ、農協、商工会議所などの代表の方や、市、教育委員会など、幅広く地域の関係者が就任している。
- ・理事名簿は協議会のホームページで閲覧可能である。

【委員】

- ・地域の様々な方が、適正な目で見えて判断しているということだと思う。

【会長】

- ・これまでの職員体制、財務上の審議などから、市（施設担当課）の評価結果とその判断理由は適当という結論でよいか。

（委員全員の賛同）

2 前回選定委員会の結果を踏まえた答申書（案）の検討について

第1回選定委員会での審議における各委員の考えを踏まえて作成した答申書案（本日分の審議を除く）の説明と確認をもとに意見交換が行われ、その記述内容の合意形成がなされた。なお、一部字句の訂正、表現の見直しを行った。

加えて、本日第2回選定委員会での審議を踏まえて、それを記述した答申書の最終案を会長と事務局で作成し、各委員の確認を経て、市長へ提出することとした。

市長へ提出する答申の日程は、秘書課と協議し、その日を答申日とする。

3 その他

- ・特になし

以上